

令和7年度 上越市立富岡小学校いじめ防止基本方針

この上越市立富岡小学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、本校における「いじめ」「いじめ類似行為」の未然防止、早期発見・早期対応を具体的・効果的に推進するために策定した。

1 定義等

(1)いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

上記の定義を踏まえたうえで、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的ではなく、いじめを受けたとされる児童の立場に立って判断する。冷やかしかからかい、けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、児童の感じている被害性に着目し、「いじめ」に該当するか否かを判断する。

また、「いじめ」に該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないように努める。

(2)いじめ類似行為の定義

新潟県いじめ等の対策に関する条例第2条第2項

「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じる蓋然性（「多分そうなるだろう」という可能性の程度）の高いものをいう。

具体的ないじめ類似行為の例として、インターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、被害児童がそのことを知らされずにいたとしても、その行為を本人が知った時に、いやな思いをする可能性が高い場合等がある。

2 いじめ防止等に向けた基本的な考え方

【基本認識】

- ① いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こり得ることを強く意識し、教育活動を展開する。
- ② 保護者や学校運営協議会と連携を図り、全ての児童が安心して生活し、全力で教育活動に取り組むことができる学校づくりを目指す。
- ③ いじめを認知した場合は、いじめられている児童を守り抜き、関係機関等と連携して、早期解決に力を注ぐ。

＜早期発見＞

- 相談窓口を家庭や児童に周知すると共に、児童に対して毎月のアンケートやＱＵアンケート、定期的な教育相談を実施するなど、一人一人の状況把握を丁寧に行う。

＜早期対応＞

- いじめの疑いを発見、または通報を受けた場合、できるだけ早くいじめを受けたとされる児童の保護者にいじめの対応等を説明し、見守りや支援を依頼する等、連携を図る。また、いじめを行ったとされる児童についても、いじめを認知した時点で同様の対応を行う。

＜未然防止＞

- 全教育活動を通じ、安心して生活できる学校・学級づくりに取り組み、温かい人間関係の構築に努める。
- 児童が主体となって取り組む活動を支援し、いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論する活動を支援することにより、自己有用感や規範意識などの社会性を育み、いじめに正面から向き合い、いじめを生まない土壌・雰囲気をつくる。

3 いじめ早期発見のために

- (1) いじめに関する情報を共有し、問題の状況や指導方法などについて共通理解を図る。
- (2) 児童や保護者が気軽に相談できる学校全体の雰囲気づくりに努める。
- (3) 学校訪問カウンセラーを含めた関係諸機関との連携を密にし、学校における相談機能の充実を図る。
- (4) 日ごろから児童や保護者に対して、いじめ等の悩みを受け付ける相談機関等について、積極的な紹介を行う。



(1) いじめに関する情報の共有

- 毎週月曜日の「情報交換会」の設定
効率的に、かつ、教職員全員で全校児童を見守る意識を高める。
- 6年間を通した情報の蓄積と引継ぎ
年度末に引継ぎを行い、データ入力する。
- 保護者との連携
児童の最も身近な相談者として、学校と保護者との情報連携を一層高める。
PTA総会での意識啓発、児童が示すサイン等の早期発見の方策を共有する。
- 中学校区との連携

(2) 児童の発するいじめのサインを見逃さないための情報収集

- 児童の様子について、複数の目で客観的に確認する。
- 「心のアンケート」の実施と結果を受けた教育相談の実施
- 「ＱＵアンケート」の実施、分析と活用（6月、11月）
結果に基づく職員研修を行う。

(3) 気軽に相談できる雰囲気作り

- 気になる児童に対する教育相談の実施
- 学校訪問カウンセラーからの情報提供と情報の共有
生活指導主任、養護教諭が相談の様子を聞く。

(4) いじめ等の悩みを受け付ける相談機関等の積極的な紹介

- 児童へ相談窓口・機会の紹介
全校集会で、相談の意味や、いじめを受けた児童を守る学校の対応を周知。
- 保護者へ相談窓口・機関の紹介
PTA総会等で、取組や相談窓口を知らせる。
- 学校訪問カウンセラー来校日の告知

4 いじめへの対応(即時対応のために)

- (1) 担任、発見者が一人で抱え込んだり独断したりせず、速やかに組織で対応する。
- (2) いじめを認知した場合は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することに最優先で取り組む。
- (3) いじめを行った児童の指導については、いじめは相手の尊厳を損なう、決して許されない行為であり、生命をも脅かす行為であることを理解させ、自らの責任を十分自覚させると共に、当該児童が抱える問題等にも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。
- (4) いじめを認識しながらそれを助長したり傍観したりする児童に対しては、それが間接的にいじめに加担する行為であることを自覚させ、いじめは許されない行為であり、見逃してはいけないことを十分理解できるようにする。



(1) 校内いじめ対応委員会（組織）

校長、教頭、教務主任、生活指導主任、該当担任、養護教諭で校内いじめ対応委員会を組織する。必要に応じて、学校訪問カウンセラーも参加する。

また、J A S T（じょうえつあんしんサポートチーム）等、外部の関係機関と積極的に連携を図り、学校全体でいじめの早期対応、早期解決に努める。

(2) 対応 ①～⑤までを迅速に行い、いじめの再発を防ぐように努力する。

①発見

いじめ行為を発見した場合、その場で行為を止めさせる

②初期共有

複数名で確認を行う。（担任、生活指導主任、教頭等）

③報告

校長へ報告、対応の確認

④情報収集

役割分担の確認（いつ、誰が、誰に、話を聴くか。）

いつ、誰が、誰に、どのような行動をとったかを個別に確認し、照合する

⑤校内いじめ対応委員会 緊急会議

収集した情報の共有、指導・支援方針の確認、新たな行為防止の体制づくり

⑥-A 指導・支援

○いじめられている児童：寄り添い支える。

○いじめた児童：いじめ行為の責任を自覚させ、二度としない意思を育む

○見ていた児童：自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を育む

⑥-B 連携

被害、加害ともできるだけ早く家庭連絡を行う。（事実関係の確認、見守りの依頼）

⑦謝罪・和解、見守り（最低でも3ヶ月は注意深く見守りを続ける）

いじめ行為への深い反省が確認できたら、被害児童への謝罪と見守りを行う

⑧保護者連携

学級全体で保護者の協力が必要なときは、保護者懇談会を開催する

（3）いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消ではない。「解消している」状態とは、以下の2つの条件が満たされている状態をいう。また、いじめの被害が重大な場合、以下の条件にかかわらず、より長期の期間を設定する。

① いじめにかかわる行為の解消

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当期間（3か月以上）継続していること。

被害の重大性からさらに長期の期間が必要と判断される場合は、より長期の期間を設定する。

②被害者が心身の苦痛を受けていないこと

被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

（4）いじめを受けた児童への支援

○いじめを受けた心的な状況等を十分理解し、いじめを受けた児童を全力で守り通すこと、情報提供した児童を守り通すこと、秘密を守ることを伝え、不安の除去に取り組む。

○信頼できる人物と連携し、つらい思い等を親身になって受け止め寄り添える体制をつくる。必要に応じて、外部専門家の協力を得ながら支援していく。

○いじめを受けた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができる環境を整備する。

○いじめを受けた児童といじめを行った児童の関係修復が図られるように、学校と保護者等で協力し、謝罪・和解の場や方法を検討し、最善策を講ずる。

○本人のよさを認め、励まし、自己肯定感を高める。

（5）いじめている児童への指導

○毅然とした態度で臨み、まず、いじめ行為をすぐにやめさせる。

○相手の苦しみ、悩み、心の痛みに気付かせる。

○自分を含めた他の人が同じようにもつ人権を侵害していることを理解させる。

- いじめを行った児童が抱えている問題とその心に寄り添いながら、いじめ行為は許されないが、今後の成長への期待を伝え、人格の成長を促す。
- 必要に応じて心理や福祉の専門家、教員経験者、警察など外部専門家の協力を得て、いじめを止めさせ、再発を防止する。
- 具体的な場で本人のよさやよい行為を褒め、自己肯定感を高めていく。

(6) 周囲の児童たちへの指導

- 「いじめを絶対許さない」という教員・学校の姿勢を示し、全員の問題として当事者意識を高めるように努める。
- 見て見ないふりをすることは、いじめに加わることと同じことを伝える。
- いじめを発見したら、教師や友達に知らせ、解消に向けた努力を促す。
- 学級内の問題に自ら気づき、自らできることを進んで行うことで、安心して過ごしやすい学級づくりへ参画を促す。
- 友達の言いなりではなく、自ら判断し行動することの大切さに気付かせる。

(7) 保護者との連携

- 学校と保護者の間で価値観を共有し、信頼関係を大切にしていく。
- いじめられている児童の保護者に、事実を正確に伝え、まずは家庭での見守りを依頼する。また、保護者の悩みや気持ちを受け止め、共有していく。
- いじている児童の保護者に、児童のよりよい成長につなげるために、学びの機会としていくという価値観を共有する。指導内容を随時知らせる。
- いじている児童、傍観的な態度の児童、それぞれの保護者と児童との関係を見直す機会とするよう、必要な場合、保護者懇談会を開く。
- いじめが解消したと思われる場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、継続して見守り、十分な注意を払いながら、折りに触れ状況を保護者等に伝えとともに、必要な支援を行う。
- 状況に応じて、関係諸機関との連携をとるよう、保護者へ働きかけを行う。

(8) 警察との連携

- 学校は、いじめ事案の状況に応じて警察に相談・通報を行う他、日常的に情報共有や相談を行うようにする。
- 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談するものとし、児童の生命や身体または財産に重大な被害が生じるおそれのあるときや被害児童または保護者の加害側に対する処罰感情が強いときには、直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。

(9) 対応にあたっての留意事項

- 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童を徹底的に守る。そのために必要な対応を講じる。
- 「ズボンおろし」は「いじめ」であることを認識させ、性的な人権侵害行為として対応する。特に低学年を中心に、じゃれ合いの中で発生することがあるが、人権感覚を高める意味でも、厳密に対応する。

- いじめを受けた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らず、場合によっては、「いじめ」という表現を用いず指導する場合がある。その場合、校内いじめ対応委員会で十分に対応について協議を行うと共に、対外的には「いじめ」として報告する。
- 学校と保護者、地域が同じ意識でいじめに対応できるように、学校ホームページ等を通して、学校基本方針の内容を共有する。

5 重大事態への対応について

(1) 重大事態の定義

- ①いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ②いじめにより相当の期間（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合を含む）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
- ③児童や保護者から上記①や②の重大事態に至ったという申立てがあった場合

(2) 発生時の対応

学校は、速やかに重大事態の発生を教育委員会に報告し、その後、直ちに初期調査を実施する。

上越市教育委員会は、上越市いじめ防止対策等専門委員会に伝え、専門委員会が調査を行う。専門委員会による調査結果は、市長に報告される。

上越市教育委員会は、学校や上越市いじめ防止対策等専門委員会からの調査結果を、いじめを受けた児童やその保護者に伝える。

6 いじめの未然防止のために

- (1) 児童の自己実現が図れるよう、日々の授業の充実を図る。
- (2) 児童の思いやりの心を育む道徳教育や、人権教育、同和教育、児童の権利学習などの教育活動の充実を図る。
- (3) 児童が主体的にいじめの問題について考え、議論する活動を支援し、自治的な能力や自主的な態度の育成に努める。
- (4) 傍観者とならず、いじめを見たら報告する等、いじめをやめさせるための行動をとる意思を育てる。また、いじめの対応について知らせ、情報が集まりやすい雰囲気づくりに努める。
- (5) 教育相談等で学級担任との心の交流を図る。
- (6) インターネットにかかわるいじめ、不登校を防止するため、児童への指導を行ったり、家庭への啓発を行ったりする。



いじめや不登校、暴力行為等の生徒指導上の諸問題の背景には、児童の社会性の不足があると言われている。そこで、育みたい社会性を4つに整理し、学年・学校として取り組んでいく。

(1) いじめ防止を目指した社会性育成の取組

① 自己有用感を高める取組

【学年】

- ・「係活動」「学級のイベント」などの活動の計画を立てたり、実践したりすることを通して、みんなの役に立っているという存在感をもたせる。
- ・その子にあった認め方をする。
- ・教科学習や課外活動など、上学年から下学年に教えるような場を設定する。

【学校】

- ・学校行事や委員会活動などで、成功体験を積み重ねる。活躍できる場面を作る。
(教師のプラスの言葉掛け)
- ・文化祭やいいところ探しでのメッセージ交換(児童同士、家族と児童)を行う。

② 人間関係づくりの能力を高める取組

【学年】

- ・人権教育、同和教育を充実させ、個々の人権感覚を高める。
- ・自治的な力を高める学級活動を実践する。(全員遊びタイム、挨拶をし合う)
- ・学年部での活動を取り入れ、かかわり合ったり、励まし合ったりする場を設定する。(持久走で応援し合う、生活科で1年生や保育園児を招待するなど)

【学校】

- ・あいさつ・言葉遣いについて、保護者の意識と児童の意識のずれを伝え、改善の取組を促す。
- ・年間を通した縦割り班活動で、事前指導や事後の振り返りを大切にする。
- ・下学年は上学年や職員によるプラスの言葉掛け、上学年は地域や職員によるプラスの言葉掛けなどで縦割り班での楽しさを実感させる。
- ・ハッピーレターでよいところ探しのメッセージを交換し合う。

③ 規範意識を育む取組

【学年】

- ・「よりよい学級をつくるために」をキーワードに学級のめあてを決め、どうしてそのめあてが必要なのか、めあて達成のためにどうしたらよいかを話し合い、振り返る機会を設定する。
- ・道徳授業を充実させる。
(実態に合わせた教材選び、児童が問題意識をもつことのできる教材の選択)

【学校】

- ・生活のめあてに合わせて全校SST(集会時)を行う。
- ・代表委員会などで話し合ったことを、自分たちで守っていこうとする取組

④ 困難に対して、他者と協力しながら問題解決を図る意欲や態度を育む取組

【学年】

- ・授業の中での学び合い、共同で課題を解決する課題を意図的に取り上げる。
- ・道徳では、自分自身のこととして多面的・多角的に考え、議論していく「考え、議論する道徳」を意識して授業を行う。

- ・学級の問題をみんなで話し合う。

【学校】

- ・縦割り班活動では、事前・事後の活動を充実させ、リーダーとなる上学年の問題解決力を育成する。
- ・児童代表委員会で学校の問題について話し合い、解決のための行動を考える。

(2) いじめ防止に関する取組 年間計画

	学校の実施		保護者・地域との連携
4月	・「いじめ防止基本方針」の提案 ・スマイル班顔合わせ会 ・1年生を迎える会	(毎月)	・学習参観、PTA 総会、学年懇談会 ・PTA 奉仕作業 (砂取り) ・学校運営協議会
5月	・スマイル遠足	(毎週)	・富岡スポーツフェスティバル
6月	・QU アンケート ・教育相談 (おしゃべりタイム) ・スマイルタイム	(毎週)	
7月	・スマイルタイム	・学校訪問カウンセラーとの情報交換	・個別懇談 ・民生児童委員懇談会
8月	・校区巡視		・地域行事への参加
9月	・スマイルタイム ・ランニングウィーク		・学校運営協議会 ・学習フリー参観
10月	・スマイルタイム		・文化祭
11月	・QU アンケート ・教育相談 (おしゃべりタイム) ・スマイル班読書		・城東中入学説明会
12月	・スマイルタイム ・人権強調週間 ・富岡小いじめ見逃しゼロ集会		・学習参観 (人権教育、同和教育の授業公開)
1月	・スマイルタイム		
2月	・スマイルタイム ・教育相談 (おしゃべりタイム)		
3月	・6年生を送る会		・学校運営協議会 ・学習参観、PTA 総会、学年懇談会

(3) いじめ防止に関する評価

児童アンケート

- ・「学校が楽しい」 90%以上
- ・「いじめをしない、ゆるさない」 100%